

2024 年度

総会議案書

【議事】

- 第 1 号議案 2024 年度 活動・決算・監査報告の件
- 第 2 号議案 2025 年度 PTA 運営委員・新会計監査承認の件
- 第 3 号議案 2025 年度 活動計画案及び予算案承認の件
- 第 4 号議案 世田谷小学校 PTA 会則・しおり改訂案
 - ・個人情報保護方針案承認の件

世田谷小学校 PTA

2024年度 世田谷小学校 PTA活動報告

以下、運営委員=運営、学級代表委員=学代、遊び場開放委員=遊び場、校外委員=校外、漢検ベルマーク委員=漢ベル、読み聞かせの会=読み聞かせ、まなぼの会=まなぼ、あそぼの会=あそぼ、バレー部=バレー部と記載

月	日	校内活動	担当	日	校外活動	担当
4	8	世田谷小学校入学式	役員	2	地域顔合わせ会	役員・遊び場
	8	新入生読み聞かせ	読み聞かせ	7	令和6年度世小P役職決め	常任理事
	9	個人情報補償制度加入	役員	9	桜木中学校入学式	役員
	13	会計監査	役員	18	水辺の安全教室に関して打ち合わせ	まなぼ
	15	学級代表委員引継ぎ	学代	20	第1回世小P世話人校会議	バレー部
	15	朝スプ開始	役員	20	区民センター長へご挨拶	校外
	17	自動払込利用申込書確認作業	役員	20	バレー部練習試合vs山崎小	バレー部
	18	役員引継ぎ、打ち合わせ	役員	23	青少年経堂地区委員総会	校外
	19	総会準備	役員	24	警察担当引継ぎ、世田谷区土木部へご挨拶	校外
	19	漢検ベルマーク委員互選会	漢ベル	25	交通安全教室打ち合わせ、挨拶(北沢警察)	校外
	20	校外委員互選会	役員・校外	25	家庭教育学級運営委託契約説明会出席	まなぼ
	20	遊び場開放委員互選会	役員・遊び場			
	20	こどもまつりミーティング	遊び場			
	21	せたふあみカフェ開催	読み聞かせ・あそぼ・まなぼ			
	23	自動払込利用申込書をゆうちょへ提出	役員			
	23	学級代表委員互選会	学代			
24-25		学級文庫選書・学代委員長引継ぎ	学代			
	25	鯉のぼり掲揚	校外			
	25	第1回世田谷小学校運営委員会	役員			
	30	2023年度PTA総会	運営			
	30	下校見守りパトロール実施	校外			
	30	読み聞かせ	読み聞かせ			
	30	口座名変更手続き、区へ届出提出	遊び場			
中旬		ミマモルメ運用サポート	役員			
~下旬		行サボ割り振り	学代			
下旬		PTA会員情報整理	役員			
27-5/6		指導員当番表作成	遊び場			
5	2	第1回運営委員会	運営	11	第1回桜木中学校運営委員	役員
2. 23. 30		読み聞かせ	読み聞かせ	11	審判講習会	バレー部
	3	遊び場会計係ミーティング	遊び場	14	世小P役員分科会手伝い	常任理事
8. 10		こどもまつりミーティング	遊び場	18	バレー部試合 さぎ草大会	バレー部
	10	鯉のぼり撤去	校外	29	第1回第4ブロック連絡会	常任理事
	10	下校見守りパトロール	校外	30	区民センター第1回運営協議会定例会	校外
	10	学校保健委員会打ち合わせ	学代	31	世小P校外分科会手伝い	常任理事
	11	第1回運営委員会	運営	31	みんP校外分科会	校外
	25	運動会当日手伝い	役員・学代			
	28	第1回遊び場開放運営委員会	役員・遊び場・校外			
	30	ベルマーク回収終了案内掲示	漢ベル			
6	3	漢ベル委員打ち合わせ	漢ベル	1	第2回世小P世話人校会議	バレー部
	5	常置委員会	学代	2	世小P広報紙第1回編集会議	常任理事
	5	校外委員とこどもまつり打ち合わせ	遊び場・校外	4	第1回世小P役員会	常任理事
	8	防災読み聞かせ	読み聞かせ	7	上町児童館第1回地域懇親会	校外
	13	読み聞かせ	読み聞かせ	8	合同防災デーまちあるきサポート	校外
	15	第1回校外委員会	校外	8	ニュースポーツ講習会	校外
	17	第2回世田谷小学校運営委員会	役員	16	地域環境美化清掃活動	校外
	17	かき氷を食べて水あそび開催	あそぼ	18	交通安全教室	常任理事
	21	こどもまつり子供店舗募集開始	遊び場	26	第1回世小P常任理事会	常任理事
	24	下校見守りパトロール	校外	26	盆踊り大会打ち合わせ	校外
	24	5年生懇親会開催	学代	27	ミニブロック練習試合大会	バレー部
	25	第1回新BOP連絡協議会	役員・学代・遊び場・校外	30	青少年地区委員会・合同研修会	校外
	26	第2回運営委員会事前ミーティング	運営			
	27	第1回PTA会費引き落とし	役員			
	27	1.2年生懇親会開催	学代			
	27	読み聞かせ	読み聞かせ			
7	1	漢ベル委員打ち合わせ	漢ベル	1	第2回桜木中学校運営委員	役員
	1	こども店舗ミーティング	遊び場	2	第1回第4ブロック校長会長会	常任理事
4. 17		読み聞かせ	読み聞かせ	4	第1回世小P理事会	常任理事
	6	第2回運営委員会	運営	5	第1回児童館こどもまつり大人実行委員会	校外
	10	薪作り実施	あそぼ	6	バレー部試合 さぎ草大会	バレー部
	10	下校見守りパトロール	校外	6	まなぼ水辺の安全教室開催・取材	まなぼ・常任理事
	12	学校保健委員会	学代	7	世小P広報紙第2回編集会議	常任理事
12. 16		こどもまつりミーティング	遊び場	11	Meet up with Magic 夏休みマジック教室	校外
22. 31		漢検受験料とりまとめ、申し込み	漢ベル	22	こどもをまもろう110番ミーティング	校外
				24	区民センターまつりプロジェクト会議	校外

月	日	校内活動	担当	日	校外活動	担当
8 中旬 26. 27	18	役員ミーティング	役員	14	第1回区民センターまつり実行委員会	校外
		役員Googleアカウント、データ整理	役員	24	区民センター盆踊り大会	校外
		サマースクール開催	役員	24. 25	いぶき映画祭、片付け	校外
				30	スイカと花火で夏じまい実施	まなぼ・あそぼ
9 6. 7. 12. 19. 20	2	第3回運営委員会事前ミーティング	運営	4	第2回世小P役員会	常任理事
	2	下校見守りパトロール	校外	11	第3回桜木中学校運営委員会	役員
	5. 19	読み聞かせ	読み聞かせ	11	区民センターまつりプロジェクト会議	校外
	7	こどもまつり、こども店舗ミーティング	遊び場	11. 14	練習試合	バレーボー
	11	第3回運営委員会	運営	14	世田谷八幡宮宵宮パトロール	校外
	13	漢検当日運営打ち合わせ	漢ベル	18	第2回世小P常任理事会	常任理事
	19	ペルマーク集計作業	漢ベル	21	バレーボー試合 さぎ草大会	バレーボー
	27	第3回世田谷小学校運営委員会	役員	25	教育条件整備要望書提出の会	常任理事
	27	PTA会費引き落とし	役員	25	第2回区民センターまつり実行委員会	校外
	28	こどもまつり事前準備	遊び場			
	28	こどもまつり開催	役員・遊び場 ・校外・バレーボー			
10 10. 24	5	常置委員会	学代	4	第2回第4ブロック連絡会	常任理事
	5	第2回校外委員会	校外	4	第2回児童館まつり大人実行委員会	校外
	6	綿あめ食べて、花火しよ開催	あそぼ	9	第2回地区委員会	校外
	15	通学路点検	役員・校外	10	第3回区民センターまつり実行委員会	校外
	18	読み聞かせ	読み聞かせ	16	犯罪ゼロの日・合同パトロール	校外
	27	漢字検定実施	漢ベル	20	世小P予選大会	バレーボー
	29	第2回PTA会費引き落とし	役員	24	世小P広報紙PTAの広場114号発行	常任理事
	30	まなぼ給食試食会開催	まなぼ	26	区民センターまつり	校外
	30	第4回運営委員会事前ミーティング	運営	27	児童館まつり	校外
11 14	7. 14	読み聞かせ	読み聞かせ	8	ヤングミセス 高齢者保護活動	校外
	8	こどもまつり決算書作成	遊び場	12	第4回桜木中学校運営委員会	役員
	9	第4回運営委員会	運営	26	第3回世小P役員会	常任理事
	14	第4回世田谷小学校運営委員会	役員	22	青少年地区委員会研修会	校外
	17	焚火イベント開催	あそぼ	27	自転車安全利用推進員育成講習会(zoom)	校外
12 19	2	漢検合格証配布準備	漢ベル	1	地域環境美化清掃活動	校外
	2	漢検結果配布	漢ベル	4	世小P青少年問題懇親会	常任理事
	4	次年度役員委員卒対選出抽選	学代	4	続・みんなで学ぶPTA校外分科会	校外
	9	下校見守りパトロール	校外	14	バレーボー試合 さぎ草大会	バレーボー
	14	PTA会則、しおり作成打ち合わせ	役員	18	第3回世小P常任理事会	常任理事
	14	新年度役員委員選出ミーティング	学代			
	19	低学年、仲良し、大型読み聞かせ	読み聞かせ			
1 16. 23	5	いぶき年賀状掲示	校外	16	青少年経堂地区委員会行事実行委員会	校外
	10	第5回運営委員会事前ミーティング	役員	23	第5回桜木中学校運営委員会	役員
	12	いぶき雪の滑り台設置作業	校外	25	世小P世話人校会議	バレーボー
		読み聞かせ	読み聞かせ	31	宮坂1・2町会新年会	役員
	13	雪の滑り台見守り	学代			
	18	第5回運営委員会、避難所運営委員	運営			
	18	下校見守りパトロール	校外			
	22	お楽しみ会ミーティング	遊び場			
	25	役員互選会	役員			
	30	せたふあみ力フェ開催	まなぼ			
	30	新入生保護者会ミマモルメ説明	役員			
	31	第5回世田谷小学校運営委員会	役員			
2 6. 13. 20	6. 13. 20	読み聞かせ	読み聞かせ	1. 15. 18	練習試合	バレーボー
	8	お楽しみ会開催	遊び場	7	第二回地域懇談会	役員
	14	下校見守りパトロール	校外	8	卒業大会	バレーボー
	15	校外委員互選会・引き継ぎ会	役員・校外	16	Meet up with 「青くんの会」	校外
	16	まなぼではなそ・七輪イベント開催	まなぼ・あそぼ	20	世小P広報紙PTAの広場115号発行	常任理事
	18	第3回遊び場開放運営委員会	役員、遊び場、校外	21	第4回青少年地区委員会	校外
	19	新BOP運営委員会	役員・遊び場、校外	26	第4回世小P役員会	常任理事
	26	2025年度こどもまつりミーティング	遊び場	27	教育条件整備要望書回答の会	常任理事
	27	遊び場開放運営委員会	役員・遊び場			
3 上旬	新入生資料対応	役員	2	ふれあいドッジボール大会	校外	
	ペルマーク引継ぎ	漢検	5	第3回第4ブロック連絡会	常任理事	
	ペルマーク商品注文書送付	漢ベル	8	第6回桜木中学校運営委員会	常任理事	
	下校見守りパトロール	校外	8	さぎ草代表者会議	バレーボー	
	第6回運営委員会	運営	13	第4回世小P常任理事会	常任理事	
	第6回世田谷小学校運営委員会	役員	19	桜木中学校卒業式	役員	
	次年度行サボ準備	学代				
	世田谷小学校卒業式	役員				

令和6年度 世田谷小学校PTA 決算報告書

令和7年4月1日

1. 収入の部

科 目	予算額	決算額	予算差 (決算-予算)	備 考
1 前年度繰越金	1,468,036	1,468,036	0	
2 会費収入	1,003,200	973,846	-29,354	PTA会費: @200/12ヶ月×会員数407(家庭数379+教員数28) → 転入1 ▲転出2 *注1 手数料*注2 +利子
3 雑収入	145,000	177,684	32,684	利息、電話収入、遊び場よりあそぼの会へ活動費、FC世田谷印刷代等、家庭教育学級開催費、漢検口座停止による残金
4 収入合計	1,148,200	1,151,530	3,330	

[月割家庭数内訳] *注1 転入1 (7ヶ月) 転出2 (7ヶ月、8ヶ月)

*注2 ゆうちょ引き落とし手数料 367名 × 10 = ¥3670、振り込み手数料 ¥165 受取利子 ¥81

2. 支出の部

科 目	予算額	決算額	予算差 (決算-予算)	備 考
運 當 費	1 会議費	10,000	0	-10,000
	2 備品費	70,000	4,430	-65,570 会長印鑑作成
	3 消耗品費	150,000	157,583	7,583 事務用品(コピー用紙、トナー、カートリッジ、クリアーファイル等)
	4 印刷費	13,000	16,480	3,480 教職員の紹介、PTAしおり(プリントパック)
	5 児童福祉費	369,520	335,750	-33,770 入学記念品*注3、卒業対策費(卒業記念品、卒業証書フォルダー、卒業アルバム補助費)*注4
	6 分担費	20,900	20,650	-250 世小P会費@50×413(家庭数385+教職員会員数28名)
	7 涉外費	20,000	2,000	-18,000 町会親睦会費1名
	8 交通費	10,000	0	-10,000 役員交通費
	9 通信費	93,944	80,864	-13,080 NTT電話料金、通信費(@22,000)*注5、プロバイダー料金ZOOMライセンス使用料
	10 PTA保険	94,500	93,810	-690 PTA団体保険: @190X385名(世帯数=家庭数)+@10X509名(児童数)、個人情報還済補償制度加入(@30×509名)
	11 慶弔費	10,000	0	-10,000
	12 雑費	10,000	1,305	-8,695 振込手数料
	13 小計	871,864	712,872	-159,992

活 動 費	14 学級費	0	0	0
	15 運営費	6,000	0	-6,000
	16 単P研修会運営費	0	0	0
	17 単P研修会共済費	0	0	0
	18 校外運営費	30,000	17,145	-12,855 落発品反射キーホルダー、分科会・研修会交通費
	19 交通安全教室費	0	0	0
	20 ベルマーク活動費	3,500	1,964	-1,536 ベルマーク発送費
	21 常任委員会活動費	50,000	0	-50,000 世小Pより後日25,000円支給があったため、活動費は使用無し
	22 バレーボール	22,500	19,710	-2,790 審判講習会参加費、ボール代、飲食代
	23 読み聞かせ	50,000	49,065	-935 防災紙芝居、エプロン、備品
	24 あそぼの会	20,000	20,000	0 残金は遊び場委員会へ返金
	25 まなぼの会運営費	5,000	4,611	-389 イベントステッカー、来客用菓子代
	26 まなぼの会共済費	110,000	110,000	0 残金は生涯学習科へ返金
	27 小計	297,000	222,495	-74,505

科 目	予算額	決算額	予算差 (決算-予算)	備 考
28 周年行事積立金	100,000	100,000	0	令和6年度行事積立: ¥100,000
29 備品積立金	100,000	100,000	0	令和6年度備品積立: ¥100,000
30 予備費	1,242,372	0	-1,242,372	
31 小計	1,442,372	200,000	-1,242,372	

32 支出合計(13+27+31)	2,611,236	1,135,367	-1,475,869	
-------------------	-----------	-----------	------------	--

*注3 [入学記念品内訳] R6年度: ジャパニカ学習帳 国語 @187×65 算数 @187×65 連絡帳 @187×65 自由帳 @183×15

*注4 [卒業対策費内訳] 卒業記念品: @1,700X92 卒業証書ホルダー: @540X91 卒業アルバム補助費: @1,000X91

*注5通信費(@22,000内訳)役員17名×@500 学級代表20名×@500 遊び場委員長1名×@1000 各委員会正副委員長5名×@500(校外正副委員長2、漢検ペル正副委員長2、遊び場副委員長1)

$$1. \text{前年度繰越金} + 4. \text{収入合計} - 32. \text{支出合計} = 33. \text{次年度繰越高} (\text{普通預金残高}) \\ 1,468,036 + 1,151,530 - 1,135,367 = 1,484,199$$

3. 預金・積立金残高

科 目	前年度残高	残高	前年差 (今年度-前年度)	備 考
33 普通預金	1,468,036	1,484,199	16,163	
34 ゆうちょ	0	0	0	PTA収口座に使用、会費収入として普通口座に入金残高にする
35 周年行事積立金	1,494,655	1,595,415	100,760	100周年 決算利息￥760 令和5年度行事積み立て￥100,000
36 備品積立金	1,878,968	1,979,923	100,955	備品積立 決算利息￥955 令和5年度備品積み立て￥100,000
37 残高合計(33+34+35+36)	4,841,659	5,059,537	217,878	

監査の結果 正確であることを認めます

令和 7 年 4 月 10 日

会計監査 :



西賀友美子

会計監査 :



池田三美

立会人

PTA会長 :



2024年度 学級代表委員会 活動報告

委員長 高木みはと

●学級代表とは

こども達がよりよい学校生活を送ることができるよう、クラスの保護者をまとめ、保護者と担任の先生とのパイプ役になる。

●学級代表の仕事

- ①世田谷小学校単位PTA研修会の企画、開催する。
- ②毎月の運営委員会に出席。運営委員会での決定、協議事項をクラスに報告する。
- ③必要に応じて、学級代表委員会（常置委員会）を開催する。
- ④新BOP連絡協議会に出席し、保護者と新BOPとの連絡窓口の役割を果たす。
- ⑤学級懇談会（1.2年生）を企画・開催し、保護者の意見を運営委員会にて報告する。
- ⑥転入出する児童の保護者へのPTAに関する手続きをサポートする。
- ⑦行事サポーターの振分をし、分担表を作成、配布をする。
- ⑧学級文庫の選書を行う。
- ⑨学級代表委員担当行事のサポートをする。（運動会、学芸会・展覧会、雪の滑り台撤去）
- ⑩学校保健委員会に出席する。

●2024年度の年間活動（運営委員会を除く）

月	日	活動内容
4	23	互選会
4	24、25	学級文庫選書
4	30	PTA総会出席
5	9	行サボ振分け、チェック作業
5	10	学校保健委員会打ち合わせ
5	15	運動会手伝い打ち合わせ
5	25	運動会当日手伝い
6	8	常置委員会
6	25	5年生懇親会開催
6	26	新BOP連絡協議会出席
6	27	仲よしクラス懇談会開催
6	28	1、2年生クラス懇談会開催
7	5	教育条件整備に関する要望書アンケート集計
7	12	学校保健委員会参加
7	17	教育条件整備に関する要望書を学校・役員と協議の上、世小Pへ提出
10	5	常置委員会
11	18	次年度役員、委員、卒対募集
12	14	次年度役員、委員、卒対選出 抽選
1	13	雪の滑り台見守り
1	22	雪の滑り台解体作業
2	19	新BOP連絡協議会出席
2	21、22	展覧会受付補助
3	8	行サボ準備

令和6年度

遊び場開放運営委員会
遊び場開放クラス委員会

委員長 高野 裕子

活動報告**1. 遊び場開放**

★ 開放実施時間数 276時間

★ 年間利用人数 2,488人 *9/28こどもまつり参加者(467人)を含む

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
利用者数	200	14	352	-	-	545	197	329	180	282	160	229	2488
開放日数 1日=1 半日=0.5	4	1.5	7	-	-	3	4	7	4	5	4.5	5.5	45.5
開放時間	24	12	42	-	-	18	24	42	24	30	27	33	276

○遊び場指導員への連絡方法としてミマモルメを導入しましたが、ミマモルメに未登録の方がいたこと、ミマモルメが児童の氏名で表示されるため保護者の氏名と照合が必要なこと、急ぎの連絡には適らないなどの課題がありました。

○暑さ対策として7月～9月上旬の開放を中止しましたが、9月中旬も高温が続き、熱中症特別警戒アラート発表をうけて開放を中止する日もありました。

○開放時に特定の児童が危険な行動をとり、指導員の注意も聞き入れないと問題になることがありました。副校長先生にご相談して担任から指導してもらえるようお願いするなどして解決することができました。今後も学校と連絡をとりあい、安全で楽しい開放を目指していきたいと思います。

○あそぼの会のイベントが増えており、遊び場としても協力してより充実した開放を実施していきたいと考えています。

ご意見など御座いましたら是非お願い致します。

2. イベント報告

■ 第26回こどもまつり 2024年9月28日(土) 14:15～17:15

(悪天候のため、2学年ずつの完全入れ替え制で体育館開催に前日変更)

・参加児童数 467名

・当日欠席者 18名

・不参加者 18名

※欠席者・不参加者には、こどもまつりで配布した景品類を後日配りました。

・ご協力いただいた方々 約200名

(町会・いぶきの会・同窓会・新BOP・上町児童館・いよよ食堂・PTA役員・校外委員・パレー部・FC世田谷・教職員・行事サポートー・ボランティア・遊び場開放クラス委員)

■ お楽しみ会 2025年2月8日(土) 10:15～11:15

善ちゃん先生のサイエンスショー (体育館で開催)

・参加児童数 約220名

・保護者数 約60名

・未就学児 約30名

3. 会計報告

(単位：円)

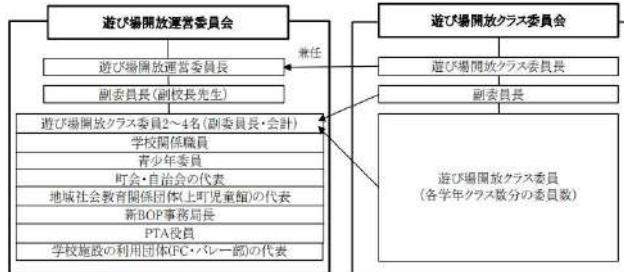
前年度繰越金	674,698
--------	---------

科目	項目		収入合計
	区分	内容	
収入	区の委託金	通常開放	726,180
		イベント費	158,270
		事務運営費	80,000
	助成金・協賛金	こどもまつり(宮坂1・2丁目町会/世田谷小同窓会/桜町会より)	55,000
	雑収入	利息	656
		収入合計	1,020,106

科目	項目		支出合計
	区分	内容	
支出	こどもまつり	景品、備品、装飾品、消耗品等	423,244
	お楽しみ会	パフォーマー、景品等	200,981
	あそぼの会	花火、食品、消耗品等	19,997
	遊具代	遊具の補充、メンテナンス等	134,994
	雑費	事務費・消耗品費等	11,534
	区への返金		0
	支出合計		790,750

収支差額	229,356
------	---------

翌年度への繰越金	904,054
----------	---------



以上のメンバーで構成されています。

令和6年度 校外委員会

校外委員長 前場 恵子

《活動内容》

校外活動は、地域の中の子どもたちの安全を守り、子どもたちのより良い環境のために、地域の方々や警察の方々と連携して地域活動を進める役割を担っています。

現在、校外委員は委員長1名、副委員長1名、7つの担当18名、計20名で多岐にわたる活動を、行事サポーターのみなさまのご協力のもと、分担しておこなっています。

《令和6年度 活動報告》

- ・交通安全教室の開催に協力(1、3年生、仲良し学級対象、授業内)
- ・校外委員会開催(年3回)
- ・パトロールカード、自転車プレートによるPTAパトロールの協力依頼
- ・青少年地区委員会活動に参加
(地域環境美化活動、ふれあい飯ごう炊さん会(雨天中止)、ふれあいドッジボール大会、地区委員研修会など)
- ・みんなで学ぶPTA校外分科会に出席
- ・世田谷小こどもまつりに2店舗出店
- ・上町児童館の活動に参加(児童館懇談会、児童館まつり手伝いなど)
- ・宮坂区民センターの活動に参加
(ニューススポーツ講習会、盆踊り大会、区民センターまつり、Meetup withなど、地域活動部会や定例会に出席)
- ・北沢警察署関連の活動に参加(交通安全指導者講習会、高齢者保護活動など)
- ・新BOP連絡協議会に出席
- ・遊び場開放運営委員会に出席
- ・「いぶきの会」の活動に参加(映画祭、防犯パトロール、年賀状展、雪のすべり台、鯉のぼり掲揚)
- ・下校時見守りパトロール(馬=車両留めの出し入れも含む)
- ・「こどもをまもろう110番」協力依頼、名簿更新、新規協力者募集
- ・通学路点検に参加
- ・宮坂1、2丁目町会合同防災訓練に参加(4年生まちあるきの見守り)

《会計報告》

収入	校外運営費	30,000円
支出	交通安全教室啓発品(反射キーホルダー) 研修会参加のための交通費(3名分) メール通信費 こどもをまもろう110番更新確認通信費(3名分) 引継ぎ用クリアファイル クリップ、クリアファイル、インデックスラベル プリンター黒インク ドッジボール大会用ごみ袋	12,562円 1,002円 174円 1,500円 745円 330円 722円 110円
残金		合計17,145円
		12,855円

令和6年度 常任理事担当役員 活動報告

常任理事担当役員 今給黎ちはる・鹿島法子

【活動内容】

令和6年度、世田谷小学校は世田谷区立小学校PTA連合協議会(世小P)の常任理事校でした。世小Pは世田谷区立小学校61校を8つのブロックに分けて活動しており、世田谷小学校は第4ブロックに所属しています。

(第4ブロック:桜小・桜丘小・笹原小・船橋小・希望丘小・千歳台小・世田谷小)

第4ブロックの常任理事校は、7年に1度の輪番制です。常任理事校は、他の6校を学校にお招きし、ブロック連絡会や校長会長会等を開催します。

今年度、世田谷小学校ではブロック連絡会を3回(うち書面開催1回)、校長会長会を1回開催しました。

また、常任理事校は世小P役員として1名を選出し活動を行います。今年度世小P役員として選出された1名は、総務広報部の書記として主に世小P広報紙「PTAの広場」の編集制作に携わり、114号と115号の発行を行いました。

活動費として¥50,000を予算計上していただきおりましたが、世小Pより常任理事校に支給された¥25,000にて全活動を行ったため、全額返金いたしました。

【活動報告】

2024	
4/7 世小P役員役職決め	11/26 第3回世小P役員会
5/14 みんなで学ぶPTA役員分科会手伝い	12/4 世小P青少年問題懇談会
5/29 第1回第4ブロック連絡会	12/18 第3回世小P常任理事会
5/31 みんなで学ぶPTA校外分科会手伝い	
6/2 世小P広報紙「PTAの広場」第1回編集会議	
6/4 第1回世小P役員会	2025
6/26 第1回世小P常任理事会	2/20 世小P広報紙「PTAの広場」115号発行
7/2 第4ブロック校長会長会	2/26 第4回世小P役員会
7/4 第1回世小P理事会	2/27 教育条件整備要望書回答の会 出席
7/7 世小P広報紙「PTAの広場」第2回編集会議	3/5 第3回第4ブロック連絡会
9/4 第2回世小P役員会	笹原小への引き継ぎ
9/18 第2回世小P常任理事会	3/13 第4回世小P常任理事会
9/25 教育条件整備要望書提出の会 出席	
10/4 第2回第4ブロック連絡会(書面開催)	
10/24 世小P広報紙「PTAの広場」114号発行	※その他、「PTAの広場」掲載用の各種取材

2024年度（令和6年度）読み聞かせの会 活動報告

代表 西田 里美

読み聞かせの会は、子どもたちが学校生活を楽しく送れるようにと保護者のボランティアがメンバー（現在29名※サポートメンバーも含む）となり、絵本や紙芝居などの読み聞かせを通し、子どもたちが様々な本に触れる機会を作る活動をしています。

【活動報告】

- ・朝の読み聞かせ活動：毎月2回、朝8:25-8:40(15分間) 各教室にて実施
低学年実施日：4/30, 5/30, 6/27, 7/17, 9/19, 10/24, 11/14, 1/16, 1/30, 2/20
高学年・なかよし実施日：5/2, 5/23, 6/13, 7/4, 9/5, 10/10, 11/7, 1/23, 2/6, 2/13
- ・入学式での新入生への読み聞かせ：4/8(月) 入学式会式前の時間 新一年生の教室にて実施
- ・防災デーの読み聞かせ：6/8(土) 防災デー土曜授業日 低学年・なかよしクラスにて実施
- ・大型絵本読み聞かせ：12/18(水) 高学年向け大型読み聞かせ動画撮影 体育館にて実施
題目：『蜘蛛の糸』(芥川龍之介/作 遠山繁年/絵 偕成社)
→ミマモルメにて期間限定配信（再生回数97回）

12/19(木) 低学年・なかよし大型読み聞かせの会
授業の一時限目にプロジェクトやペーパーサポートを使って体育館にて実施
題目：『からすのぱんやさん』(かこさとし/作・絵 偕成社)
題目：『しちどぎつね』(たじまゆきひこ/作・絵 くもん出版)
→高学年向け動画配信同様、ミマモルメにて配信（再生回数62回/43回）
- ・手作り新聞の発行：図書室と子どもも掲示板前にポストを設置し、子どもたちから寄せられたり
クエストされた本や読み聞かせの感想などを「キッキー＆ミーミタイムズ」
として手作り新聞を作成し、子ども掲示板（職員室前）に掲示（8回発行）
- ・せたふあみ活動：4/21(日) まなぼの会とのコラボ企画としてせたふあみカフェを開催
「青空読み聞かせ」と題し、校庭にて紙芝居や絵本の読み聞かせを実施

【会計報告】

収入	活動費	PTAより		50,000
支出	SDカード	大型読み聞かせ記録用	1,480	
	防災紙芝居	紙芝居セット（6巻×2セット）※1	23,760	
	画用紙	四つ切り画用紙（10枚×4セット）	440	
	ファイル	読み聞かせ新聞保管用	1,224	
	読み聞かせエプロン	エプロン5枚+刺繍代+郵送代 ※2	8,981	
	USBプラグ		1,599	
	カラーコピ一代	大型読み聞かせペーパーサート用	390	
	工作用紙	大型読み聞かせ	110	
	インク代		3,960	
	組み立てテーブル	紙芝居読み聞かせ時に利用	5,940	
	色画用紙	50枚セット	1,181	
	(合計)		(49,095)	
残金		PTAへ戻し入れ		935

※1:防災紙芝居セット（全6巻×2セット）は1～3年生となかよしクラス計11クラスに対応するため
購入金額詳細：『じしんだ！そのときどうする？！』（全6巻/10,890円）

『じしんだ！かじだ！』（全6巻/12,870円）

※2:エプロン(1,232円×5枚)+ロゴ刺繡代(440円×5枚分)+送料660円-ポイント割引39円の合計

2024年度 まなぼの会活動報告

大里瑞夏

●まなぼの会とは

世田谷小学校PTA有志の会として、大人が知りたい・保護者として知っておきたい・親子で一緒にまなびたいを中心に、まなぼイベントを企画します。世田谷区教育委員会が保護者や親子の学びを深める場や、子どもを中心とした保護者や地域のコミュニケーションの場をサポートしてくれる制度「家庭教育学級」を利用して開催する場合もあります。

●活動報告

4/18(木)水辺の安全教室打ち合わせ

4/21(日)せたふあみカフェ 読み聞かせ・あそぼの会と合同開催

※遊び場解放日と合わせることで親子ともに気軽に交流できる場として合同企画・初開催

4/25(木)家庭教育学級説明会出席

7/6(土)まなぼ水辺の安全教室開催

※夏に向けて安全に楽しく水辺で過ごせるよう、日本ライフセービング協会より講師の方にお越しいただき親子体験型で開催

8/30(金)スイカと花火で夏じまい いよいよ食堂・あそぼの会と合同開催

10/29(火)まなぼ給食試食会開催

1/30(木)せたふあみカフェ 世田谷小学校ってどんなとこ?開催

※新入生保護者会に合わせ保護者が気軽に交流できる場として開催

2/16(日)まなぼではなそ そもそも性教育ってなんだろう?開催

※性教育にまつわる動画(NHK for Schoolより抜粋)や書籍をベースに、保護者同士で疑問や困ったこと気になることなどを話せる場として開催

●会計報告

収入	家庭教育学級事業委託費	¥110,000
	PTA会員教養費	¥5,000

支出	講師謝礼	¥38,610
	講師謝礼源泉納付	¥4,390
	講師用飲食費	¥382
	収入印紙代	¥200
	せたふあみ力フェ消耗品	¥2691
	イベント用ステッカー印刷費	¥1720

残金	家庭教育学級事業委託費	¥66,618
	PTA会員教養費	¥389

※上記残金は区教育委員会及び世田谷小学校PTAに返金しました

令和6年度 あそぼの会活動報告

活動内容

あそぼの会は、子どもの「あそび」を中心としたイベントを企画する有志の会です。

年に数回、子どもと一緒に大人も楽しみながら活動しています。

『こんな事をしてみたい』などのイベント企画の持ち込みも募集しています。

活動報告

4月21日 せたふあみ合同「せたふあみカフェ」

6月23日 「かき氷を食べて水あそびをしよう」
雨天のため水あそびは中止となりました

7月10日 薪づくり（焚火イベント用）

8月30日 いよよ食堂とまなぼの会と合同「スイカと花火で夏じまい！コラボカフェ」
雨天のため花火は延期となりました

10月6日 「綿あめ食べて、花火しよう」

11月16日 近隣ヘポスティング（焚火のおしらせ）

17日 いよよ食堂と合同焚火イベント「あそぼうパン」

2月16日 七輪&コンロイベント「焼いて炙って美味しい？！」

令和6年度 バレーボール部 活動報告

部長 岩橋 あゆみ

〈活動報告〉

通年活動 練習日 毎週火曜日16:00～18:00、土曜日14:00～17:00
練習場所 世田谷小学校体育館

4/20	世小P世話人校会議
4/20	練習試合vs山崎小@世田谷小
5/11	審判講習会@世田谷小
5/18	さぎ草大会vs三軒茶屋小 2－0、vs砧南小 0－2 @三軒茶屋小
6/1	世小P世話人校会議
6/30	ミニブロック練習試合大会
7/6	さぎ草大会vs城山小 2－0、vs桜小 0－2 @世田谷小
9/14	練習試合vs千歳台小@世田谷小
9/21	さぎ草大会vs代沢小 0－2、若林小 0－2
10/12	練習試合vs経堂小vs赤堤小@経堂小
10/20	世小Pバレー部大会予選大会vs芦花小 0－2 @世田谷小
12/14	さぎ草大会vs松丘小 0－2、弦巻小 0－2
1/25	世小P世話人校会議
2/1	練習試合vs経堂小@世田谷小
2/8	卒業記念大会@世田谷小
2/15	練習試合vs経堂小@経堂小
2/18	練習試合vs八幡山小@八幡山小
3/8	さぎ草代表者会議

〈会計報告〉

収入	科目	金額	備考
	活動費	13,000	
	ブロック大会開催費	5,000	
	ブロック大会参加費	4,500	
合計		22,500	

支出	科目	金額	備考
	ブロック大会参加費	3,000	
	審判講習会参加費	1,660	
	備品 バレーボール2個、養生テープ等	15,050	
合計		19,710	

収入22,500 - 支出19,710 = 2,790 ※残金（2,790円）については、PTAに返却済み

2025年度 運営委員

校長	金子 佳生 先生	
副校長	横井 紗子 先生	
会長	厚井 淳 2年	
副会長	桜木中・世小P	三田 恵 6年
	校外委員会	高島 智子 6年
	学級代表委員会	西田 里美 5年
	広報・有志の会	鈴木 陽子 4年
	遊び場開放クラス委員会 ・こどもまつり委員会・BOP	高田 梨香 3年
I T 担当	大谷 紗知恵 2年	
	友田 康司 5年	
書記		高橋 一未 4年
書記もしくは朝スポ・サマースクール		鳥居 千恵子 6年
		神村 真吏奈 1年
		田中 真冬 1年
会計	木下 麻由美 5年	
	丸山由佳・大樹 2年	
学級代表委員長	三浦 彩 2年	
遊び場開放委員長	森 舞子 2年	
校外委員長	小林 恵美 5年	
こどもまつり委員長	鈴木 裕子 6年	
有志の会代表	大里 瑞夏 1年	

2025年度 会計監査

池田 彩菜 5年
木村 美馨 4年

令和7年度 世田谷小学校 PTA活動計画・年間テーマ
～つながる心、広がる笑顔～
みんなの声で創るストレスフリーなPTA

月	校内	校外
4	地域・PTA顔合わせ 第93回入学式 R6年度決算・活動報告・R7年度予算・活動計画会計監査 下校見守りパトロール 朝スポ開始 読み聞かせ 学級代表委員・こどもまつり・校外委員互選会 家庭教育学級説明会 令和7年度遊び場開放開始 いぶき鯉のぼり掲揚 PTA総会	桜木中学校入学式 世小P理事会
5	第1回運営委員会 世田谷小学校運動会 読み聞かせ 下校見守りパトロール	世小P定期総会 第4ブロック連絡会 さぎ草杯・審判講習会（バレー部） 上町児童館地域懇談会
6	新BOP連絡協議会 下校見守りパトロール PTA会費引き落とし	学校協議会ミニブロック大会（バレー部）
7	第2回運営委員会 下校見守りパトロール 読み聞かせ 学校保健委員会	世小P理事会 第4ブロック校長会長会 さぎ草杯（バレー部）
8	サマースクール	宮坂区民センター盆踊り大会 いぶき映画祭
9	第3回運営委員会 こどもまつり 下校見守りパトロール 読み聞かせ	世田谷八幡宮例大祭 さぎ草杯（バレー部）
10	読み聞かせ 下校見守りパトロール	特別支援学級連合運動会学校協議会 第4ブロック連絡会 宮坂区民センターまつり 上町児童館まつり ふれあい飯ごう炊さん
11	第4回運営委員会 下校見守りパトロール 読み聞かせ 単P研修会	地域環境連絡協議会
12	下校見守りパトロール	さぎ草杯（バレー部）
1	第5回運営委員会 下校見守りパトロール いぶき年賀状掲示 読み聞かせ	
2	新BOP連絡協議会 読み聞かせ 下校見守りパトロール	バレー部 卒業大会 上町児童館地域懇談会
3	第6回運営委員会 第93回卒業式 下校見守りパトロール 読み聞かせ	ドッジボール大会 桜木中学校卒業式 第4ブロック連絡会

□年数回 青少年経営地区委員会

□年 1回 合同防災訓練（宮坂1、2丁目町会）

□年 1回 避難所運営訓練

*活動報告にもありますように他にも多数の計画があります。日程が決まり次第お知らせいたします。

令和7(2025)年度 世田谷小学校PTA 予算案

1. 収入の部

令和7年4月1日現在

科 目	予算額	備 考
1 前年度繰越金	1,484,199	
2 会費収入	1,003,200	PTA会費: @200/12ヶ月×会員数418 (家庭数390+教員数28)
3 雑収入	145,000	利息、電話収入、FC世田谷印刷代、家庭教育学級開催費
4 収 入 合 計	2,632,399	前年度繰越金含む

2. 支出の部

科 目	予算額	備 考
運営費	1 会議費	10,000
	2 備品費	30,000 印刷機メンテナンス、PTA室備品
	3 消耗品費	150,000 事務用品等(コピー用紙、トナーカートリッジ等)
	4 印刷費	15,000 教職員紹介、PTAしおり、号外(プリントパック)
	5 児童福祉費	360,000 卒業対策費(卒業記念品、卒業証書ホルダー、卒業アルバム補助費)*注1 入学記念品 *注2
	6 分担費	21,000 世小P会費: @50X418名 (家庭数390+教員数28)
	7 涉外費	20,000 対外的役員活動費
	8 交通費	5,000 役員交通費
	9 通信費	80,000 NTT電話料金 切手代 通信費(@10,500)*注3 プロバイダー料金(@56,544)*注4
	10 PTA保険	100,000 PTA団体保険*注5 個人情報漏えい保険*注6
	11 学校保険	100,000 統合賠償責任保険(学校賠償プラン) *注7
	12 廉弔費	10,000 見舞金 供花代
	13 雑費	10,000 振込手数料等 ベルマーク送料
	14 小 計	911,000

活動費	15 学代	運営費	6,000	学代に関する備品 交通費
	16	単P研修会共済費	0	単P研修会開催の場合のみ: @15,000 (雑収入:世小P)
	17	校外運営費	15,000	飯盒炊爨 行サボ飲食代
	18	バレーボール	17,500	活動費: @13,000 ブロック大会参加費: @4,500
	19	読み聞かせ	30,000	入学式、防災読み聞かせなどのイベント用紙芝居や絵本の購入
	20	あそぼの会	30,000	
	21	まなぼの会運営費	10,000	イベントステッカー、来客用菓子代
	22	まなぼの会共済費	110,000	@110,000(雑収入:生涯学習課 家庭教育学級開催費) 家庭教育委員会口座廃止の為PTA口座で管理
	23	小 計	218,500	

科 目	予算額	備 考
24 周年行事積立金	100,000	100周年にむけての積立
25 備品積立金	100,000	備品購入等積立金
26 小 計	200,000	

支出合計(14+23+26)	1,329,500	
----------------	-----------	--

27 予備費	1,302,899	
--------	-----------	--

*注1【卒業対策費内訳】 卒業記念品: @1700X92 卒業証書ホルダー: @540X92 卒業アルバム補助費: @1,000X92

*注2【入学記念品内訳】 入学祝: @744X90名

*注3【通信費@10,500内訳】 役員: @500×14 遊び場委員長: @1,000×1 遊び場副委員長@500×1・校外正副@500×2・学代正副@500×2

*注4【プロバイダー料金内訳】@4,712×12

*注5【PTA団体保険内訳】 :@190X390名 (家庭数)+@10X510名 (児童数)

*注6【個人情報漏えい保険内訳】 :@30X510名(児童数)

*注7【ビジサボ学校賠償プラン内訳】 :@200×510名(児童数)

世田谷小学校 PTA しおり、世田谷小学校 PTA 会則、 個人情報保護方針の 一部改定（案）について

平素は PTA 活動へのご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、世田谷小学校 PTA では数年前より役員会および運営委員会にて今後の PTA の在り方や運営方法について協議を重ねてまいりました。その中で、大きく改定（案）した部分についてご説明させていただきます。

1. 学校保険加入

PTA 活動中に関する児童個人の損害賠償責任等の不慮の事故等に対応する団体保険（PTA 総合補償制度）に加入しておりましたが、2025 年度より学校管理下中（教育活動、クラブ活動、校外教育等）にも対応できる保険（ビジサポ小学校用学校賠償プラン）に加入します。なお PTA 会費の変更はありません。

2. こどもまつり委員会の設立

2024 年度までは遊び場指導員手当をこどもまつり運営に寄付していただいておりましたが、2025 年度からは寄付のお願いをとりやめることを第 2 回運営委員会で承認されました。遊び場開放委員会がこどもまつり企画、運営をおこなっていましたが、明瞭会計にすべく 2025 年度よりこどもまつり委員会を新たに設立、こどもまつりの運営、企画をおこなっていくこととなりました。そのためこどもまつり委員会の記載を追記しております。

3. 漢検ベルマーク委員会の廃止

保護者の PTA 負担軽減をするために、2024 年度世田谷小学校 PTA 総会で漢検ベルマーク委員会の廃止が決定されました。そのため漢検ベルマーク委員会の記載を削除しております。

4. 「サポーター」の記載を削除

2024 年度まではサポーターとして保護者が遊び場開放指導員を担っていましたが、2025 年度からは希望した保護者が遊び場開放指導員を務めることとなりました。それにともないサポーターの記載を削除しております。

5. 有志の会の記載の追記

2025 年度も運営されることとなりましたので有志の会に関する記載を追記しております。

6. 学級 PTA、校外班、代表の会の条項の削除

近年実施されていない学級 PTA、校外班、代表の会の記載を削除しております。

7. 世田谷小学校 PTA しおりの構成を変更

誰が見ても分かりやすいことを目指し、PTA しおりの構成を変更しております。特に PTA 室の利用方法に関して 詳細に記載しております。

8. 個人情報保護方針の改定について

運営委員会の承認ではなく総会の出席者の 2/3 以上の賛成をもって改定できることに変更しております。

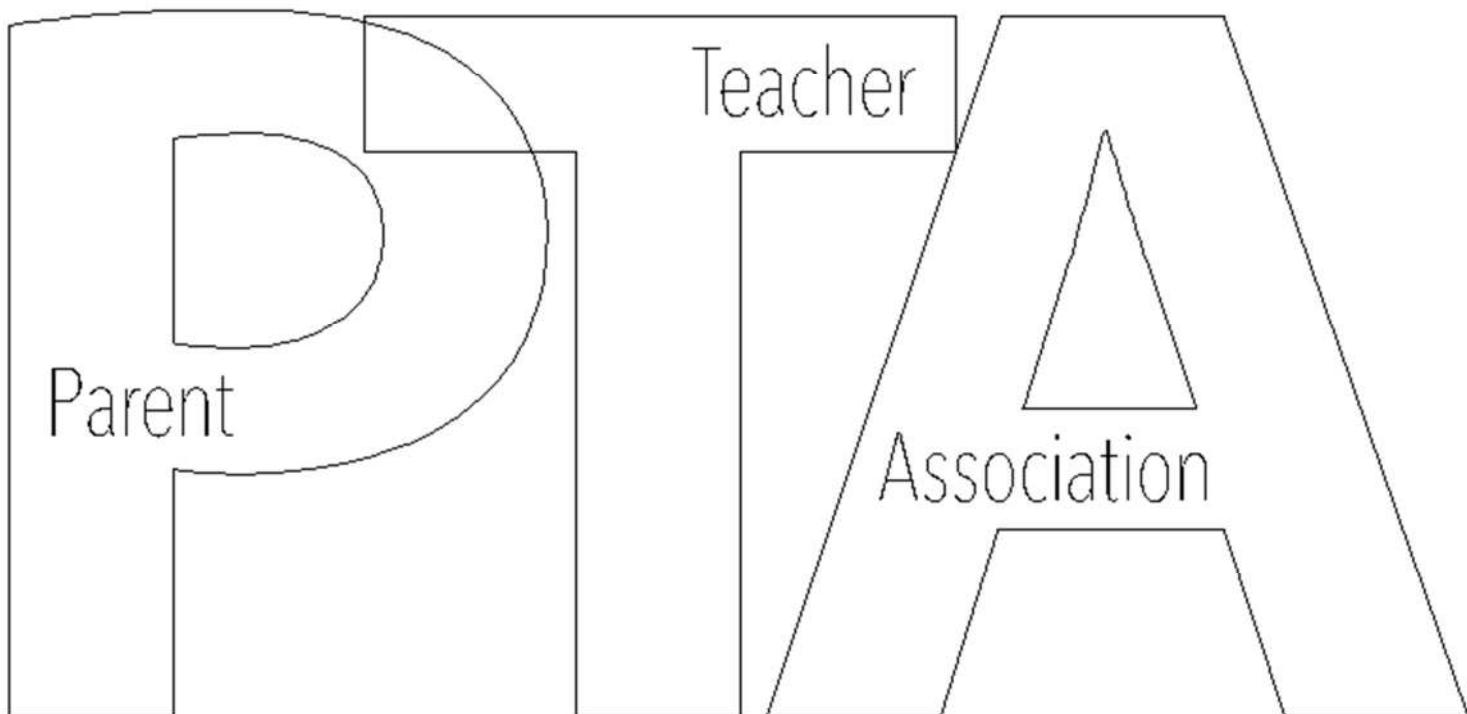
世田谷小学校

PTA

の
しおり



【誰でも楽しく参加できるPTAをめざして】



2025年度

6年間保存

改定の際は、差し替えてください

世田谷小のPTAとは

世田谷小学校ではわかりやすく誰でも参加できるPTAをめざして活動しています。この冊子をお読み頂き、より多くの方に少しでもPTA活動を身近に感じていただければ幸いです。

◆ PTAとは？

Parent—Teacher Associationの略です。

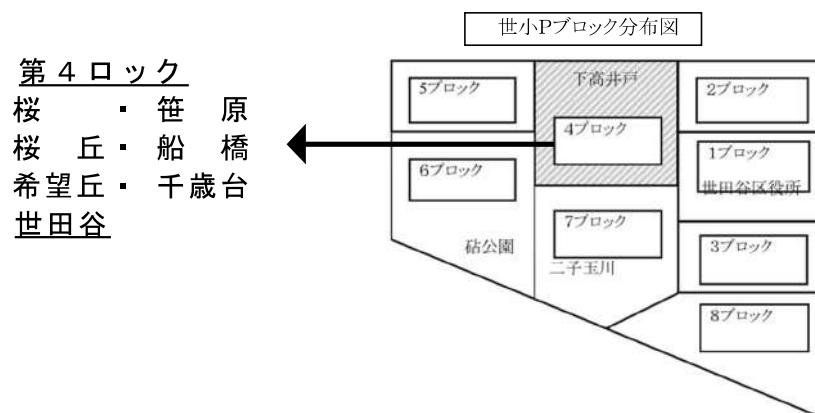
児童の保護者と教師とが協力して教育効果を高めることを目標とした組織です。

◆ 世小Pとは？

世田谷区立小学校PTA連合協議会のことです。

区内61校から成り、8ブロックに分かれています。

本校は第4ブロックに属しています。



◆ 単P（単位PTA）とは？

各学校単位のPTAのことです。

つまり、世田谷小学校のPTAのことを指します。

◆ 行事サポーターとは？

役員、委員、教員を除く全PTA会員を指します。

◆ 世田谷小学校PTA会則（P10～14）に沿って活動しています。

◆ 役員・委員・係・行事サポーター・有志の会について

	選出人数/ポイント	役割	活動内容
役員 setagaya@ptatokyo.com	1年から2名、2~6年から10名選出 (1年任期2ポイント) ※年度により変更する場合有り ※希望者は優先的に2年目を担うことが可能	・PTA、学校、地域のパイプ役として、PTA活動がスムーズに行われるようにする。 ※各学年から役員として選出された中で、互選会を行い、職務を決定する。	・総会（原則年1回）および、運営委員会（原則年6回）の準備進行をする。 ・PTAだよりの発行（原則運営委員会に準ずる） ・学校行事の手伝い ・世小Pの会議や桜木中の運営委員会への参加等校外の会合に参加する ・副会長は各委員会や新BOPとのパイプ役となる ・会計に関する全てのこと（帳簿等については5年保存とする）
IT担当役員	全学年から2名 (原則連続2年任期3ポイント)	ITに関するすべてのことを行い、PTAの活動を円滑に行えるようにする。	・ミマモルメの管理(業者との渉外担当含む) ・プリンタ、集音マイク、PC等機器の管理、トラブルシューター ・Googleスプレッドシートでの名簿管理他資料作成、Googleワークスペースの管理
学級代表委員会 setap.gakudai@gmail.com	各クラスから1名選出 (1年任期2ポイント) ※年度により変更する場合有り ※委員長・副委員長を各1名選出	クラスと担任の先生との連絡役となる。	・クラスの意見を、必要に応じて運営委員会で発表する ・各クラスの「学級文庫」の選別 ・世田谷小学校PTA研修会(単P研修会)の実施有無の検討 ・次年度の役員や委員、係の選出、行事サポートの担当決めと取りまとめ
遊び場開放クラス委員会 setagaya.asobiba@gmail.com	2~5年から8名選出 (原則連続2年任期3ポイント) ※年度により変更する場合有り ※委員長・副委員長を各1名選出	世田谷区からの委託事業である「遊び場開放」を運営している遊び場開放運営委員会の下に、主に校庭と図書室の開放の計画をし、遊び場指導員のスケジュール調整など遊び場開放が円滑に行われるよう活動する。 本校では、PTA保護者から指導員希望者を募集し、務めていただいた分の指導員手当を支払う。	・区（地域学校連携課）への書類提出 ・学校、地域などで構成される遊び場開放運営委員会への出席。 ・遊び場指導員の調整と連絡、および指導員手当の支払い。 ・一輪車メンテナンス依頼 ・遊び場遊具のメンテナンス
校外委員会 setasho.kougai90th@gmail.com	1~5年生の各学年4名ずつ 計20名選出 (1年任期1ポイント、2年連続任期で3ポイント、委員長は3ポイント) ※年度により変更する場合有り ※委員長・副委員長を各1名選出 ※希望者は優先的に2年目を担うことができる	地域の中の子どもの安全を見守り、より良い環境のために、地域の方々や警察の方々と連携して校外地域活動を進める役割を担う。	・委員長、副委員長、いぶき・パトロール、警察、区民センター、こどもまつり、上町児童館・地域環境美化、飯ごう炊さん、ドッジボールの9つの担当に分かれて活動 ・下校見守りパトロールを委員会全体で準備、実施 ・行事サポーターへの連絡、とりまとめ ・校内外の会合に各担当が参加
こどもまつり委員会	1年から2名、2~5年から11名選出 (原則2年任期3ポイント) ※年度により変更する場合有り ※委員長・副委員長を各1名選出	年に1度（秋）の本校のイベント「こどもまつり」に向けて、企画・準備・開催する。子ども達のため、先生や保護者も楽しめる思い出作りになるように活動する。	・チームに分かれ役割を分担。 ・必要に応じてミーティングや準備をする ・店舗協力してくれる役員、委員、団体などに連絡や相談をする ・店舗会議（年1回）の準備、出席

	選出人数/ポイント	役割	活動内容
卒業対策係	6年生から4名選出 (1年任期1ポイント) ※基本的に6年保護者全てが対象となります (6年生全員で運営します)	卒業に関わる行事の企画、運営	・卒業対策費の管理 ・卒業アルバム、記念品等の準備をする
特別委員会	状況に応じて随時		常任委員会、地域環境連絡協議委員会など必要に応じて設置。委員の数・任期についてはその任務内容によって決められる。(参照:会則 第16条)
行事サポーター	なし 上記役員・委員以外の方	役員、委員、係以外のクラス全員が受け持つ。 PTA活動に参加しやすい環境を作るためのサポートをする。	下記参照

- ※ 選出時期については、前年度2学期保護者会にて選出されます。
- ※ 委員立候補が定員に満たなかった場合、他学年で定員以上の立候補があれば、その立候補から不足分を選出することも可能です(学級代表委員を除く)。
- ※ 同年度内に兄弟が在校する場合、引受け可能な役員・委員は兄弟どちらかで1つです。
- ※ 役員と各委員会の代表が運営委員会に参加します。
- ※ 各委員会に選出された方は行事サポーターは免除となります。
- ※ ポイントについて

世田谷小学校では、1家庭につき3ポイント以上の役割を担うこととします。ただし、学年の人数によってはこの限りではありません。上記ポイントを満たしていても役員、委員をお願いする場合があります。5-6年生時の転入生の家庭には2ポイント、3-4年生時の転入生の家庭には1ポイントが付与されます。PTA会長は任期後の役員・委員を永年免除とします(兄弟分も含む)。

主な行事サポーターの活動

行事名	概要	開催時期 (予定)	担当	主管
下校見守りパトロール	通学路の防犯パトロール	月1回	校外委員会	世田小地域ネット「いぶき」、世田谷小学校
朝スポ見守り	朝スポ見守り	平日	朝スポ・サマースクール担当役員	学校地域支援本部
サマースクール	講座運営の手伝い	夏休み中	朝スポ・サマースクール担当役員	学校地域支援本部
「いぶき」映画祭	世田谷八幡宮で実施される映画祭の運営、設置、撤去手伝い	8月	校外委員会	世田小地域ネット「いぶき」
こどもまつり	秋に世田谷小学校で開催されるお祭りの準備、受付、店舗運営	秋	こどもまつり委員会	世田谷小学校PTA
上町児童館まつり	秋に児童館で出店する模擬店の運営	10月	校外委員会	世田谷区上町児童館
宮坂区民センターまつり	10月最後の土日に開催される無料模擬店の運営	10月	校外委員会	宮坂区民センターまつり運営協議会
ふれあい飯ごう炊さん会	毎年秋に3年生以上の児童と飯ごう炊さんでカレーをつくるイベント運営	10-11月	校外委員会	経堂地区青少年委員会
「いぶき」年賀状	4-6年生の年賀状作品を学校周囲に展示・撤去の手伝い	1月	校外委員会	世田小地域ネット「いぶき」
学芸会(隔年)	学芸会のお手伝い	冬	学校行事	世田谷小学校
ふれあいドッジボール大会	毎年冬に経堂地区小学校対抗のドッジボール大会運営	3月	校外委員会	経堂地区青少年委員会

(注) 上記の行事については通常年度で開催されるものです。創立周年記念年度や世小P第4ブロック常任理事校担当年度にはこの他にもお手伝いしていただく行事やイベントが発生いたします。

有志の会 せたがやファミリー（せたふあみ）について

活動内容	
せたふあみ あそぼの会 	あそぼの会は、子どもの「あそび」を中心としたイベントを年に数回企画しています。令和6年度は水遊びやわため、あそぼうパンなど開催しました。子どもの興味と大人のワクワクが詰まった楽しいイベントをこれからも開催予定です。一緒にあそんでくれる大人をいつでもお待ちしています！ お問い合わせ : setafami.asobo.r6@gmail.com
せたふあみ まなぼの会  	大人が知りたい、保護者として知っておきたい、親子で一緒にまなびたい！ この3つを中心に、その時やってみたい人＆その時できる人が集まって、まなぼイベントを企画します。無理なくできることをと思っていますので、何もない年もあるかもしれません。 アイデアあるよ！当日だけなら手伝えるかも、気になるイベントなら手伝ってみたい…etc どんなかたちの参加でも大歓迎です、まずはお気軽にお声がけください。 お問い合わせ・参加希望はQRコードより
読み聞かせの会	毎月1, 2回、各学年・各クラスに朝の読み聞かせをしてます。(8:25~8:40まで)その他に学校のイベント等、必要に応じて読み聞かせを行っています。メンバーは学年を越えて仲良く、子どもたちとも仲良くなれる楽しい活動です。ぜひ一緒に読み聞かせをしませんか？いつでもご連絡お待ちしてます。 お問い合わせ : setayomi2025@gmail.com
バレー部	小学校の体育館でママさんパパさんがバレー部を楽しんでいます。未経験の方、体を動かしたい方、ダイエットしたい方、仲間を作りたい方、是非バレー部へお越しください。 お問い合わせsetagayavb2020@gmail.com

◆ 総会、運営委員会とは？

総会は毎年1学期に開催される全会員による本会最高の決定機関です（PTA会則第6章第19条に記載）。運営委員会は総会で承認されている計画に基づき、PTAの活動について話し合い決定していく場です。出席者は役員、各委員会の代表の他、すべての会員が出席できます。原則年6回開催され、その内容はPTAだよりで全会員にお知らせします。また出席者は他の会員とのパイプ役を担うだけでなく、この場で相互の意見交換や情報交換に参加することで、PTAへの理解を深めることができます。役員、各委員会の代表が運営委員会の議決権を持っています。

◆ PTA会費について

会費はPTA活動や子どもたちのために使われます（入学・卒業記念品の購入、各種保険の加入費用、Wi-Fi使用料、備品購入費用等）。

- ・会費 … 1家庭につき 1ヶ月200円（年間2,400円）
- ・PTA会費は「ゆうちょ銀行」からの引き落としとなります。
(お持ちでないご家庭は、新規口座開設の必要があります)
- ・会費の引き落としは、1学期中に実施されます。
(引き落としに間に合わない場合は、お振込をいただくことになります)

◆ P T A 保険について

世田谷小学校PTAでは、学校管理下中（教育活動、クラブ活動、校外教育等）における児童個人の損害賠償責任等やPTA活動中の不慮の事故等に対応するため、それぞれ団体保険に加入しています。

保険を適用するような事故が発生した場合は、PTAメールに御連絡をお願い致します。

◆ 防犯用名札（保護者名札）について

世田谷小学校PTAでは、安全確認の為、保護者の方には名札を着用していただくことになっています（各家庭2枚）。この名札は、毎年更新いたします。

学校行事等で複数枚必要になった時は各家庭でコピーしてご用意ください。

◆ P T A からのお知らせについて

使用する場合は、会長および学校（副校长）の許可を得る必要があります。

①ミマモルメ

PTAのお知らせは基本的にミマモルメを使用して配信されます。

役員・委員・有志の会のメンバーが送信できます。FC世田谷、体操教室、町内会のお祭り等、世田谷小学校に関係のある非営利団体やイベントのお知らせは、会長および学校（副校长）の承認を得れば年2回までは配信ができます。

②掲示板

正門横・体育館階段前にPTAの掲示板があり、PTAや児童に関するもの、公共性の高いものの掲示に使えます。

③配布物（プリント類）

※ すぐーるは学校からのお知らせに使用します

※ 学年別交流用のLINEオープンチャットは、保護者間の情報交流の場として使用します（参加は任意です）。基本的にPTAのお知らせでは使用しませんが、補助的にお知らせを再掲載することがあります

◆ 個人企画の催しを開催したい方

PTAメールに連絡をして、会長および学校（副校长）にご相談ください。

◆ PTA活動に対するご意見は

世田谷小学校PTAは、会員の皆様の意見を元に活動を行っています。なにかご意見がある場合はPTAメール（setagaya@ptatokyo.com）にご連絡ください。

【学校の施設の使い方】

	手順	注意事項
体育館 BOP室 理科室 家庭科室 運動場 図書室	事前に副校长に連絡し、了解を得ます。 BOP室はBOP職員にも了解を得てください。	各施設利用後は、各自掃除をします。
学校の備品 (マイク・卓球台・調理用具など)	使用日時・借りる品名・個数・責任者をメモし、副校长に申請します。	担当の先生にもメモを渡します。
ポスト(職員室前)	子どもを通じて手紙を渡す時は、相手の学年・クラス・氏名を記入して、職員室前の左側のポストに入れます。	担任から児童に渡されます。
交換便	学校間の手紙・教育委員会への連絡などに使います(文書のみ)。使用する場合は事務主事に了解を得ます。 事務室入り口の左にかばんがあるので入れます。	PTAの封筒は役員のロッカーにあります。 学校宛の場合は副校长に学校番号を聞き封筒に記入します。
子ども掲示板 (職員室前)	会長または学校(副校长)の許可を得ます。	期限が過ぎたらすみやかに取り外します。 期限は最長でも2ヶ月です。

【PTA室の使い方】

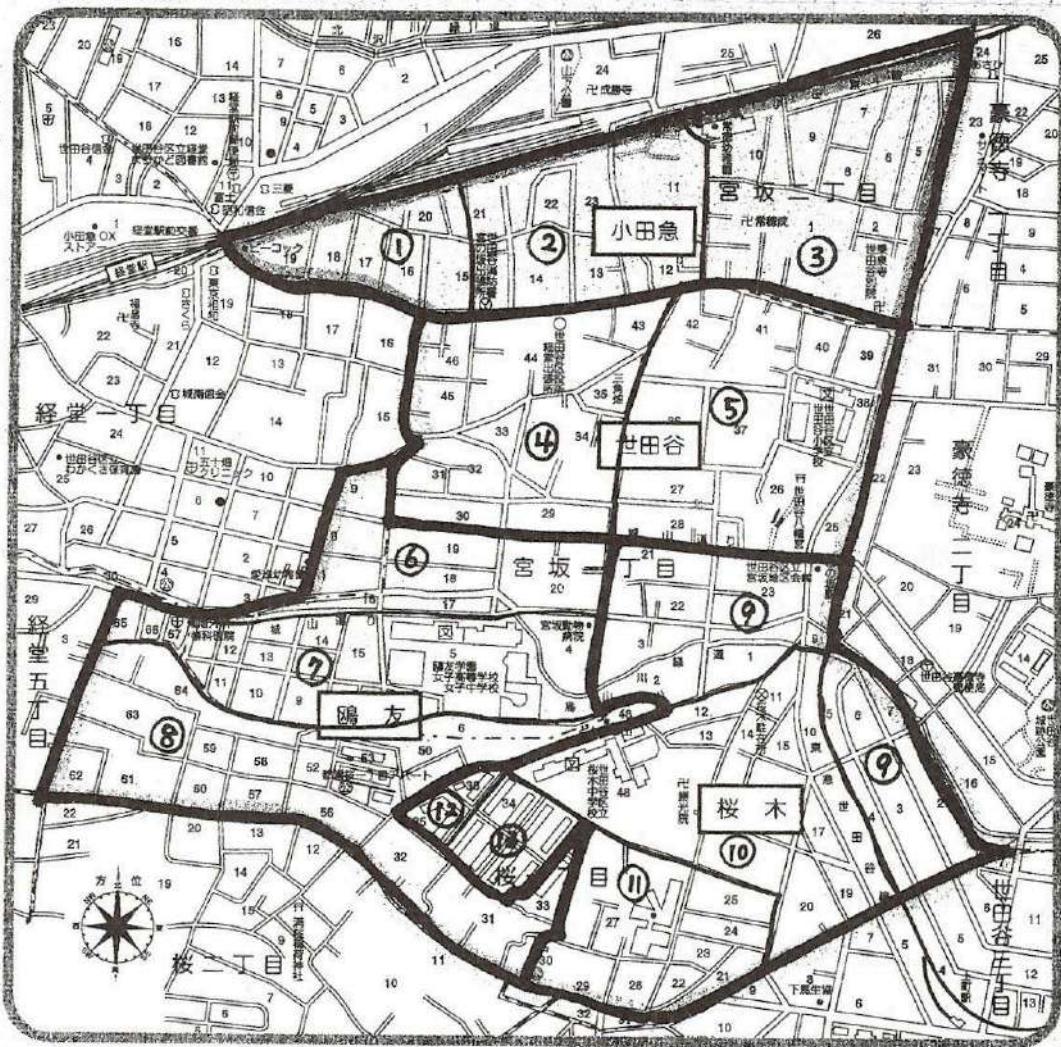
PTA室を使う場合は、以下の決まりに従って使用しましょう。

	手 順	注 意 事 項
予約	予約はLINEオープンチャット「PTA室予約」を使用します（詳細はPTA室前の掲示物を参照）。	子供の卒業後やPTA室を使用することがなくなったら、LINEオープンチャット「PTA室予約」より退出をします。
鍵	① 主事室に声をかけ、入口右側にある鍵を借り、ノートに名前を記入します。 ② 入口外側にあるマグネットプレートを「PTA室は使用中」にします。 ③ 返却するときは、マグネットプレートを元に戻します。 ※ 休日は警備主事に開錠、施錠を依頼します。	帰りの戸締まり（ドア・窓）を忘れずに行います。
コピー機	10枚以内で印刷する時に使用します。	
印刷機	11枚以上印刷する時に使用します。	
トナー 印刷用紙	予備が少ない時はLINEオープンチャット「PTA室予約」に連絡をします。	1500枚以上印刷する場合は2週間以上前にLINEオープンチャットに連絡をします。 用紙やトナーの在庫はPTA室にあります（詳細はLINEオープンチャットのノート参照）。印刷用紙やトナーの交換方法は機械に表示され、説明書はPTA室棚にあります。参照しても不明な場合はLINEオープンチャット「PTA室予約」に連絡をします。
プリンター	インクの予備が少ない時はLINEオープンチャット「PTA室予約」に連絡をします。	大量にカラー印刷する場合は業者に発注します。
パソコン	データは各委員、役員で使用している共有のGoogle ドライブ等に保存し、デスクトップに保存したままにしません。	USBやSDカードは使用しないでください。 パソコンの利用予約はLINEオープンチャットで連絡をします。
Wi-Fi	PTAのWi-Fiを利用したい場合は前任者もしくはPTAメールに使用方法を問い合わせます。	
配布	宛先別にクリアファイルに入れ、職員室前の左側のポストに入れます。家庭数、児童数はPTA室ドアに掲示してあります。 - 各クラス→ 予備を1部プラス - 職員室→ PTA会員の職員数を副校長に確認 - BOP室→2部	
掃除	PTA室利用後は各自掃除をします。	できるだけゴミは持ち帰ってください（食べ物のゴミは捨てません）。ごみ捨て場所はPTA室ドアに掲示しています。

※ 消耗品発注のご連絡は使用する2週間以上前にLINEオープンチャットにします

※ 機材等のトラブルはPTA室に説明書がありますので参照してください

学区地域図

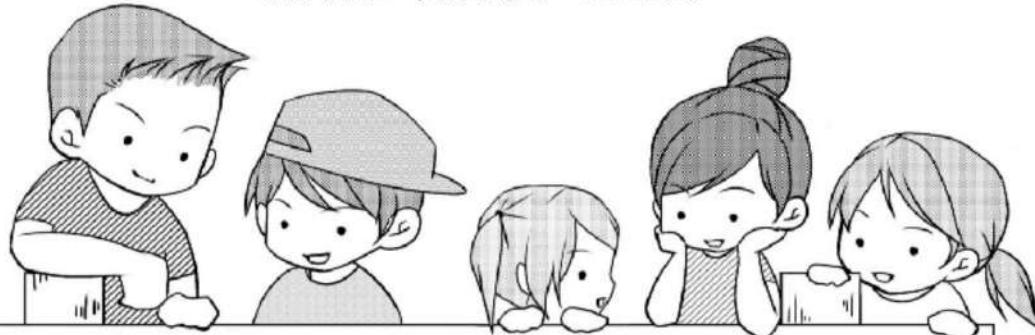


ブロック番号	班名	ブロック名
1	小田急班	経堂駅前ブロック
2	小田急班	消防署ブロック
3	小田急班	常德ブロック
4	世田谷班	三角畠ブロック
5	世田谷班	世田谷小学校ブロック
6	鷺友班	緑道ブロック
7	鷺友班	鷺友学園ブロック
8	鷺友班	桜ブロック
9	桜木1班	宮の坂駅ブロック
10	桜木1班	勝光院ブロック
11	桜木1班	パームスブロック
12	桜木2班	桜木住宅1・2号館ブロック
13	桜木2班	桜木住宅3~8号館ブロック

新BOPのご案内

BASE OF PLAYING ~遊びの基地に集合~

みんな ともだち たのしく あそぼう
おだやかに 大きな心で みとめあう



BOPと学童クラブ機能をあわせ持っているのが新BOPです。
異なる年齢の子どもたちが一緒に遊び、交流することにより
健全育成を目指しています。事務局スタッフが、
「遊びの環境づくり」と「安全」を考え、サポートします。



放課後や学校休業日に子どもたちが
安心して楽しい時間を過ごせる場所です。
1~6年生までいつでも自由に参加できます。

申し込みが必要です

令和3年度より申し込みされた方は卒業まで
有効となりました。

●学童クラブ●

保護者が働いているか、病気などのため
保護育成にあたることのできない
1~3年生に心身の発達を
うながしていくことを目的とした
遊びと生活の場所です。

申請手続きが必要です

☆要配慮のお子さまは6年生まで
入会できます。



新BOP事業は傷害保険に加入しています。

世田谷小学校 新BOP事務局
TEL・FAX：03-3420-7260

世田谷小学校 P T A 会則

P T A とは、父母(Parent)(以下保護者という)と教師(Teacher)の会(Association)という意味で、児童・生徒のよりよい成長のために、保護者と教師が協力し、話し合い、学び、それを実践する団体です。

第一章　名称

第 1 条 本会は世田谷小学校 P T A といい、所在地を世田谷区宮坂1-38-4、
世田谷区立世田谷小学校（以下学校 という）内に置きます。

第二章　目的

第 2 条 会員である保護者と教師が協力して児童のしあわせと円満な成長の実現を
はかり相互に研鑽し向上していくことを目的とし、昭和23年4月30日に結
成されました。

第三章　方針

第 3 条 本会は民主的自主独立の団体です。政治・宗教・営利および他のいかなる
団体や機関の支配や干渉も受けません。

第 4 条 本会は学校運営に関して校長・教員及び教育委員会の委員に、その活動を
助ける為の意見を述べますが、直接学校の人事や管理には干渉しません。

第 5 条 児童の生活や教育環境の改善をはかるため努力します。

第 6 条 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行います。

第四章　会員

第 7 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者・学校長・教員とし、入会は
任意とします。会員はすべて平等の権利と義務を有します。

第 8 条 入会手続きは、保護者はその児童の入学または転入時のG o o g l e
フォームの登録をもって入会とします。退会は在籍期間後、自然退会
とします。途中退会時はP T Aメールに連絡します。

第 9条 会員は、一世帯、一定金額の会費を納めます。（月額200円）

ただし、日本への一時帰国や短期転入の世帯について、通学が一ヶ月に満たない場合は P T A 会費を徴収しません。

第五章 会計

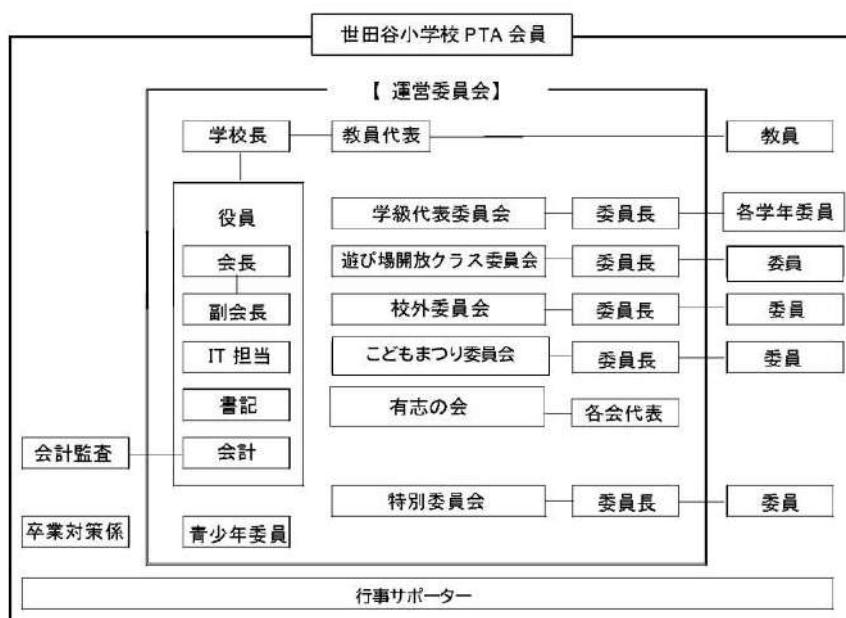
第 10条 本会の経費は会費と事業収入でまかねます。

第 11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

1. 年間会費は12ヶ月分とし、納入は年1回（1学期中）とします。
2. 転入会員の場合は転入月より納入し、転出の場合は申し出があれば前納分は返金します。
3. 教員会員の会費納入は教員会員に一任します。

第六章 組織

第 12条 本会の組織は、次のように構成されます。



【運営委員会】

第 13条 運営委員会は、学校長・教員代表・役員・各委員会・有志の会の代表で構成されます。その任期は1年とし、再選は妨げません。但し、役員については児童1名につき原則2年までとします。

第 14条 運営委員会は、原則年6回定例に開くほか、必要に応じて開くことができます。

第 15条 運営委員会の任務は次の通りとします。

1. 運営委員・各委員会代表・各係代表・有志の会で立案された事業計画の協議及び審議・決定
2. 総会に提出する議案の審議
3. その他、重要事項及び緊急を要する事項の審議の処理
4. 必要のある場合は、特別委員会を設けます。
5. 特別な企画及び経費を要する事業については運営委員会で協議の上、承認
6. 各委員会、役員会は必要に応じて開きます。
7. P T A の目的を達成するための活動をします。

【特別委員会】

第 16条 特別委員会は、第21条4項の規定により設けられ、委員数・任期はその任務によって決められます。

1. 特別委員会は、活動の経過を運営委員会に報告し、実施にあたっては運営委員会又は総会の承認を得ます。

【有志の会】

第 17条 会員は、運営委員会の承認を得て有志の会を開くことができます。

1. 有志の会は、必要に応じて運営委員会に活動の報告をします。
2. 活動期間は1年を区切りとし、継続の場合は運営委員会の承認を得ます。

【会計監査】

第 18条 会計監査2名は、前年度運営委員会で推薦され総会で承認を得ます。

1. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告します。
2. 会計監査の任期は1年とします。

【総会】

第 19条 総会は全会員による本会最高の決定機関です。

1. 定期総会は、毎年1学期に開きます。臨時総会は、運営委員会が認めた場合や会員の5分の1以上の要求があった場合に開きます。
 2. 総会の定足数は委任状を含め、家庭数と教員数の3分の1以上とし、議事は出席者の過半数の同意で決め、可否同数の時は議長が決めます。
 3. 総会の議長は、運営委員会が推薦した人を総会の承認によって決めます。
 4. 総会の任務は次の通りとします。
 - (1) 年度事業計画及び年度予算の審議と決定
 - (2) 会務の報告、年度末決算の承認
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会計監査（2名）の承認
 - (5) 会則の改正
- 会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事ができます。ただし改正案は事前に全会員に配布されるものとします。緊急の事案については運営委員会で決議し、総会で追認することも可能とします。
- (6) その他必要な事柄
5. 運営委員会の判断により、総会議案の議決を会員の書面等による決議に代えることができるものとします。

第七章 慶弔

第 20条 慶弔の運営は、該当者が出了場合、担任が学級代表委員に知らせ、学級代表委員は会計役員に報告し、行います。教員の該当者は担当教員が会計役員に報告します。

<世田谷小学校 慶弔費 >

項目	金額
児童 入院3週間以上	3,000円
死亡	供花代
教員 死亡	供花代

第八章 個人情報

第 21条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「個人情報保護方針」に定め適正に運用するものとします。

平成12年5月11日 一部改訂
平成15年5月08日 一部改訂
平成17年5月09日 一部改訂
平成18年5月08日 一部改訂
平成19年5月07日 一部改正
平成23年5月06日 一部改訂
平成25年5月07日 一部改訂
平成26年5月07日 一部改訂
平成27年5月07日 一部改訂
平成28年5月06日 一部改訂
平成30年5月02日 一部改訂
平成31年4月23日 一部改訂
令和 2年7月20日 一部改訂
令和 3年4月20日 一部改訂
令和 4年4月26日 一部改訂
令和 5年5月01日 一部改訂
令和 6年4月30日 一部改訂
令和 7年4月 一部改訂

個人情報保護方針

【目的】

第 1 条 この個人情報取扱方法は世田谷小学校 P T A が取得する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

【指針】

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

【利用目的】

第 3 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費請求、管理等のための連絡
2. 本会の事業に関する文書などの送付
3. 本会役員・委員・会員名簿等の作成

【個人情報の取得】

第 4 条 本会が取扱う個人情報及びその利用については、G o o g l e フォームの登録をもって同意したものとする。

1. 氏名
2. 電話番号
3. メールアドレス
4. その他必要とするもので同意を得た事項

※前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

【同意の取り消し】

第 5 条 会員は個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

※ 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

【管理】

第 6 条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

※ 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

【保管】

第 7 条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかける、クラウドを使用する場合はパスワードなどの認証がかかるサービスを利用するなど適切な状態で保管することとする。

【第三者提供の制限】

第 8 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【第三者提供に係わる記録の作成等】

第 9 条 個人情報を第三者（第36条(1)から(4)の場合及び、都・市役所・区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供年月日
3. 提供する対象者の氏名
4. 提供する情報
5. 対象者の同意を得ている旨

【秘密保持義務】

第 10条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

【情報開示等】

第 11条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

【漏洩時等の対応】

第 12条 個人情報データベースを漏洩（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

【苦情の処理】

第 13条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【改正】

第14条 方針は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事ができます。ただし改正案は事前に全会員に配布されるものとします。緊急の事案については運営委員会で決議し、総会で追認することも可能とします。

附則

本規則は、令和4年2月1日より施行。

附表

【管理・使用方法】

管理責任者	
遊び場開放クラス委員会作成、遊び場指導員当番表	遊び場開放 クラス委員長
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 当番表は、遊び場開放運営にのみ使用します。 ▪ 遊び場開放クラス委員長にて、適正に管理します。 ▪ 紙媒体は、PTA室のロッカーにて施錠保管、電子データは、ファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとします。 ▪ 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄します。(次年度引継ぎ等が必要なものに関しては除外とします。) 	
学級代表委員作成、行事サポートー当番表	学級代表 委員長
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1部のみ学級代表委員長が責任をもって管理いたします。 ▪ 各行事の担当者は担当の名簿のみ責任をもって管理いたします。 ▪ 学級代表が管理する連絡先等の情報を遊び場指導、行事サポートの際の連絡用として担当者と一部情報を共有します。 ▪ 年度末に廃棄します。(次年度引継ぎが必要なものに関しては省く) 	
各学年の児童名簿	会長
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 各学年、役員のみがメーリングリストを管理し、クラスへの連絡事項に使用します。 ▪ 卒業、転出した場合データを廃棄します。 	
役員・各委員会・有志の会の作成したもの・記入いただいた申込書等	各代表
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 記入していただいた申込書等はPTA室にて鍵のかかるロッカーにて保管します。 ▪ 必要に応じて、作成したリスト等は各責任者が責任をもって管理いたします。 ▪ 年度末に廃棄します。(次年度引継ぎが必要なものに関しては省く) 	
その他個人情報の記載のあるもの	会長
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 会長の判断で、その場に最適な管理方法を決定します。 	

【注意事項】

- 各委員会にて得た個人情報は、第三者への情報提供はしないでください。
 - 各名簿に関しては厳重に保管し P T A 室以外への持ち出しを極力控えるようにしてください。
(持ち出しが必要な場合、会長へ連絡の上厳重に管理をしてください。)

2025年4月

発行：世田谷区立世田谷小学校PTA

東京都世田谷区宮坂1-38-4

setagaya@ptatokyo.com

日新保険

小学校用

学校賠償
プラン

日新火災

'24年1月版

(正式名称:統合賠償責任保険)

教育活動をとりまく様々な賠償問題から児童と学校を守る保険



このような場合にお役に立ちます

学校の法律上
の損害賠償責任

児童個人の法律上
の損害賠償責任

教職員個人の
法律上の
損害賠償責任

外部協力員の
法律上の
損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や
教育活動の遂行に起因して、
学校が児童または第三者に
損害をあたえた場合

教職員の行為による学校の
賠償責任を含みます。

学校管理下中(教育活動、
クラブ活動、校外教育等)に
児童が、他の児童または第
三者に損害をあたえた場合

学校の教育活動中に教職員
の個人行為(注)によって、
児童または第三者に損害を
あたえた場合

ゲストティーチャー、ボランティ
ア等の外部の学校教育指導協
力者が、児童または第三者に
損害をあたえた場合

(注)学校管理下中における教職員の
業務に直接関係のない(業務性の
ない)歩行、食事、スポーツなどの
行為をいいます。

ビジサポ学校賠償プラン

3つの特長

特長 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

1 通常の学校賠償保険では学校、教職員の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により児童個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。



特長 児童により自校の建物等が損壊された場合を補償します

2 (学校に関する特則における追加特約)

児童による偶然の事故により、学校の所有、使用または管理する財物が損壊した場合に補償します。
(児童個人に責任がある場合に限ります。)

※野球部の練習や試合中に打ったボールが校舎の窓を破った場合等は個人の責任ではないため補償対象外となります。

※ GIGAスクール等で学校から貸与されるタブレット型コンピューターやノートパソコン等の破損は補償対象外です。



特長 学校特有のリスクをカバーします

3

1 職業体験にかかわる事故

職業体験において児童による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負った場合も補償対象となります。

2 教育活動遂行における外部協力員による賠償事故

3 児童による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または部活動の試合会場等までの合理的な経路に限ります。

4 教職員による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路に限ります。

5 近隣住民からの不当な要求に対応するための法律相談費用(オプション)

(クレーム等対応費用補償特約) ※保険証券記載の施設または業務に関連するクレームが対象です。

支払限度額は1回の事故につき20万円、保険期間中50万円です。

保険金をお支払いする主な場合（Ⅰ施設業務特約）

施設業務特約は、日本国内における施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。

また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、1回の事故につき1,000万円^(注1)まで補償します。

(注1) 保険証券記載の財物の支払限度額といずれか低い額となります。

施設のリスク



野球部の練習中に打ったボールが穴のあいたフェンスを通って、駐車中の車を破損させてしまった



職場体験受入先の企業で教師が置き皿を割ってしまった

業務遂行のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



理科の実験中に器具の使用方法を誤って教えたために、児童にケガをさせてしまった



家庭訪問中に自転車で向かう途中に、よそ見をして子どもにぶつかりケガをさせてしまった

サイバー・情報漏えい事故補償特約

支 払
限 度 額 ▶▶▶ 損 害： 5,000万円、1億円、3億円の
賠 償 金： 3パターンから選択可能

次ページの
説明もご参照
ください



児童の成績データが入ったUSBメモリを紛失し、外部に流出したとして損害賠償請求を受けた



情報漏えい事故後の対応について弁護士相談費用を支出した

被害者見舞費用

支 払
限 度 額 ▶▶▶ 身体の障害に対しては1名につき10万円
財物の損壊等に対しては1事故につき10万円



体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面に蹴ったボールがあたり眼鏡を破損させた



テニスの部活動中にダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた

保管（借用・受託）財物のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の財物の損壊等の支払限度額または1,000万円のいずれか低い額^(注2)



児童から預かったスマホを誤って紛失してしまった



体育の時間中、学校側で教室に鍵をかけていたが、職員が鍵を落としたことにより、教室に保管していた制服が盗難されてしまった



近隣の企業から借りたテントを先生が誤って破損させた



リースで借りているパソコンに教師が誤ってコーヒーをこぼしてしまい破損させた

(注2) 自動車または原動機付自転車（またはこれらの付属品（他人から借用・リースしたもので作業場内に所在するものおよび登録番号のないものを除きます。）、運送貨物の損壊等は補償されません。

サイバー・情報漏えい事故補償特約の特長

特長

1.

情報漏えい等の事故が実際に発覚する前の、調査段階から費用を補償します。

日々進化するサイバー攻撃に対して、迅速な初動対応が可能となり、ウイルス感染等による取引先の営業妨害や、個人情報の漏えい等の事故や被害の拡大を防止できます。

特長

2.

万が一、情報漏えい等が発生した場合でも、原因調査▶訴訟対応▶損害賠償▶再発防止まで、トータルで補償します。

万全なセキュリティ対策でも、日々高まるサイバーリスクをゼロにすることはできません。

特長

3.

個人情報保護法改正(2022年4月施行)に対応しています。

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用や、公的調査に対応するために支出した弁護士報酬、コンサルティング費用を補償します。

職業体験中のリスク

支払限度額▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



職業体験の受入先企業でコードに足をひっかけてしまい、ノートパソコンを壊した



職業体験中に園児と遊んでいるときに足を踏んでしまい骨折させてしまった



職業体験中に児童がラーメンをお客さまにこぼしてしまい、お店が損害賠償請求を受けた



職業体験中にスーパーの倉庫で店員が品物を児童に落としてしまいケガをさせてしまった

個人行為事故のリスク(児童、教職員および外部協力員)

支払限度額▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額または2億円のいずれか低い額



自分の水筒を取ろうとしたら他の児童の水筒を落としてしまい、壊してしまった



修学旅行中に土産物店の商品にカバンがあたり落とし、破損させてしまった



遠足の途中で石を蹴飛ばしたところ、車にあたり破損させてしまった



外部協力員が車椅子の児童と休憩時間に遊ぼうとしたが、よそ見をしている間に転倒させてケガをさせた

対物超過復旧費補償特約

支払限度額▶▶▶ 1事故につき100万円

補償内容

他人の財物の損壊等について、再調達価額、または修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

事故例

野球部の練習中に打ったボールが防球ネットを越えて、学校に隣接する民家のカーポートの屋根を破損させた。カーポートは古く、交換部品がないため全損となった。時価は10万円と認定されたが修理(交換)費用として30万円かかる。



本来であれば損害賠償額(時価)の10万円しかお支払い出来ないが、この特約により差額の20万円を認定、交換費用30万円全額を支払い無事に解決した。



支払限度額

**1,000万
コース**右記補償における免責金額
(自己負担額)はありません

1. 施設業務特約

- 施設・業務事故
- 被害者見舞費用
- 保管財物事故
- 業務外個人行為事故
- 対物超過復旧費補償特約
- サイバー・情報漏えい事故補償特約

支払限度額

支払限度額

支払限度額

支払限度額

支払限度額

支払限度額

1事故 身体・財物共通 **1,000万円**身体の障害に対しては1名について**10万円**財物の損壊等に対しては1事故について**10万円**1事故 **1,000万円**1事故 身体・財物共通 **1,000万円**1事故 **100万円**1事故かつ保険期間中 **5,000万円**

児童数	200人	300人	400人	500人	600人	800人	1,000人
年間保険料	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円	120,000円	160,000円	200,000円

(注) 保険料は各人数での目安です。個別の保険料は右面の取り扱い代理店または営業担当にお問い合わせください。
また過去の保険金支払件数、保険金支払金額により割増保険料をいただくことがあります。

Q&A

- Q 転入、転出があった場合は手続が必要ですか。
 A 手續は不要です。転入生も自動的に補償されます。
- Q この保険は4月1日からでないと加入できませんか。
 A いつからでも任意の日を開始日とできます。
- Q 保険料の支払期限はいつまでですか。
 A コンビニ払・請求書払の場合は、ご契約後に郵送される払込用紙・請求書にて、
保険始期の翌月末日までにお支払いください。
- Q スポーツ振興センターと補償が重なった場合は両方から治療費の支払いをしてもらえますか。
 A 病院の治療費を二重で受け取ることはできません。

(損害保険金のうち、交通費等スポーツ振興センターの災害共済制度で
支払われなかった部分について本保険で支払うことは可能です。)

保険金をお支払いできない主な場合

補償の種類

内 容

共 通

- 保険契約者、または被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、または高潮
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設外における船舶・車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 汚染物質の排出等に起因する損害賠償責任

など

被害者見舞費用

- 台風等による自然災害、自損事故等の明らかに賠償責任が発生しない事故

など

保険金をお支払いできない主な具体例

1.

契約者の学校の建物、備品を
破損させた場合(児童個人に責任がある)
場合を除きます。【例】
バスケットボールの授業中に
投げたボールが体育館の窓
ガラスを破損した。

2.

契約者、被保険者の故意
または暴力行為による事故【例】
児童同士がケンカになり、相
手の顔面を殴りケガをさせ
てしまった。

3.

自分で自分の所有物を破損
させた場合【例】
廊下を歩いていて転んでしま
い、かけていたメガネが落ち
て破損した。被害者見舞費用でも自分の過失に
よる事故はお支払いができません。

4.

被保険者(加害者)が特定
できない場合【例】
窓から電池が落ちてきて、下
に駐車していた車にあたり
破損したと思われる事故。賠償責任の所在が確認できな
いため。

■お支払いする保険金の種類と概要

【法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、以下の費用を保険金としてお支払いします。】

お支払いする保険金	概要	支払限度額
① 法律上の損害賠償金	身体に関する損害賠償金(治療費、入院費等)、財物に関する損害賠償金(修理費用等)(注1)	自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
② 争訟費用	日新火災の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤訴訟対応費用にあたらないもの	
③ 損害防止軽減費用、緊急措置費用	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために日新火災の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で⑥初期対応費用にあたらないもの	支払限度額および自己負担額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。
④ 保険会社への協力費用	日新火災が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が日新火災の求めに応じ、協力するために支出した費用	
⑤ 訴訟対応費用	事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1)次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ①記名被保険者 ②①の下請負人(注2) ③①の請負業務の発注者(注2) (2)(1)①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3)増設コピー機のリース費用 (4)被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 (5)事故原因の調査費用 (6)意見書・鑑定書の作成費用 (7)相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	自己負担額に関係なく1事故につき、⑤から⑦までに対して支払う費用の合計額について、1,000万円を限度にお支払いします。ただし、初期対応費用のうち次のア、およびイ、に対して支払う保険金は、次の額を限度とします。 ア.被害者見舞費用 身体の障害については被害者1名につき10万円、財物の損壊等については1回の事故につき10万円
⑥ 初期対応費用	事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1)事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 (2)事故現場の取扱費用 (3)次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ①記名被保険者 ②①の下請負人(注3) ③①の請負業務の発注者(注3) (4)通信費 (5)被害者見舞費用(見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用) (6)書面による日新火災の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び公告の掲載費用 (7)弁護士相談費用 (8)(1)から(7)までに準じるその他の費用	イ.弁護士相談費用 1回の事故につき5万円
⑦ 信頼回復広告費用	事故について記名被保険者が支出した次の費用のうち、書面による日新火災の事前の同意を得て支出した費用 (1)休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 (2)事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3)コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限ります。 ①(2)に規定する広告宣伝活動対策 ②事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策	

(注1) 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。

被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。日新火災の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになつたりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注2) 下請負人、発注者は被保険者である場合に限ります。

(注3) 下請負人、発注者は被保険者である場合に限ります。

万一事故が発生した場合のご注意

事故にあわれたら、次の事項を遅滞なく取り扱い代理店または日新火災にご通知ください。

- ① 事故状況、被害者の住所、氏名
- ② 事故発生日時、事故場所
- ③ 損害賠償の請求を受けた場合はその内容等

■賠償事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかる損害保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者(被害者またはその遺族)は、賠償保険金の支払を優先的に受けられる権利(先取特権)を有し、これを行使することができます。

その他ご契約にあたりご注意いただきたいこと

*取り扱い代理店は、日新火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取り扱い代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、日新火災と直接契約されたものとなります。

*保険料をお支払いの際は、日新火災所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが日新火災営業店にご照会ください。(お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。)

*このパンフレットはビジサボ(統合賠償責任保険)のごく簡単な説明を記載したもので、保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取り扱い代理店にご照会ください。また特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

*保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取り扱い代理店または日新火災にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。

*日新火災は、お預かりしたお客様の個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客様情報の取扱いについて」をご確認ください。

日新火災インシュアランスサービス株
本店営業課
住所: 東京都千代田区神田駿河台2-3
日新火災東京本社3F
電話: 03-5282-5663

 日新火災海上保険株式会社

取り扱い代理店
営業担当

PTA総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

PTA総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方

(*1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償 (PTA賠償責任保険)

対人

来賓にケガをさせた



対物

他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



オプション補償|提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



オプション補償|法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス

PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。